
はじめに

行政不服審査は、国民の権利利益の救済をはかり、行政の適法性・妥当性を確保するための重要な法制度です。しかし行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以来、50年以上にわたり本格的な改正が行われず、十分な機能を果たしているとはいいがたい状況にありました。国民の権利意識も変化し、行政不服審査における審理の公正性の確保など、時代に即した制度の見直しが必要の課題となっていました。

こうした状況をふまえ、簡易迅速性を生かしつつ、より公正性が確保され、かつ利用しやすい制度とする観点から、抜本的な見直しについての検討が重ねられ、行政不服審査法案ほか関連3法案が平成26年3月14日に国会に提出されました。3法案は同年6月6日に可決・成立し、新しい行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されました。

行政不服審査法の目的は、国民の権利利益の救済をはかるとともに、行政の適正な運営を確保することですが、この制度がきちんと機能することは、個人の権利利益の保護にとどまらず、社会にさまざまなよい影響をもたらすと思われまます。

まず、紛争解決機能の強化という面では、これまで十分ではなかった国民の実体的権利の保障や手続的権利の保障がはかれることよって、国民と行政の関係がよりよいものになっていく、そして、行政の活動もよりよくなっていくことが期待されます。また、住民の意見反映などの手続が定められている場合には、手続的民主性

の向上につながる効果も期待できるでしょう。

次に、行政の適正な運営の確保の面では、行政の自己修正機能の強化によって、信頼性の向上につながる効果が期待されます。行政の活動は、環境問題のように、行政処分の相手方以外にも影響を及ぼすものなど、幅広い国民に関係してくるものです。自己修正機能の發揮によって、当該事件の処理にとどまらず、より大きな公共性の向上につながることや行政職員の意識の変化をもたらすことも期待したいところです。

しかし、これらの効果も、不服申立てを受ける立場の国や地方公共団体の行政側の体制整備がはかられるだけでは実現しません。不服申立てを行う国民（市民、住民）側の取り組みが欠かせません。つまり、「行政における適切な行政不服審査法の運用」と「国民における適切な行政不服審査法の利用」の両者が車の両輪となって初めて、今回の新しい行政不服審査法に魂が入るといえるでしょう。

行政不服審査法の改正を契機として、法律の逐条解説、弁護士などの専門家向けの解説書、地方公共団体が適切な対応を行うための実務的解説書などは数多く出版されていますが、国民を意識した本はほとんどありません。本書は、主として国民が自ら不服申立てを行うことを念頭においていた行政不服審査法の本であるという特徴もついています。つまり、不服申立てを受ける側の対応に基軸がおかれているのではなく、「改正法を国民がどのように使いこなせばよいか」という視点を重視して書かれているものです。

ところで、行政不服審査法の略称を本書では「行服法」としていますが、これには意味があります。行政事件訴訟法は「行政」にたいする訴訟であり、一般的に「行訴法」と略されています。これにたいして、行政不服審査法は「行政」にたいする「不服」を「審査」することです。「行審法」の略称は総務省が使っていますが、「行政が」不服を「審査」することに重点がおかれ、行政目線となりますが、「行服法」の略称であれば「行政に」

たいして「不服」申立てをすることに重点がおかれ、国民目線となります（「行政不服申立て」の略称としての「行服」）。やはり、行政への不服を救済すると捉える必要があると思いますので、「行服法」と略すのがよいと考えています。もともと自治体では「行服法」と一般的には使ってききましたが、これは、自治体が住民に身近に接しており、行政が「不服を申し立てられる」立場にあり、それを受け止める存在であると意識していたからにはかならないと思います。名は体を表すということわざもあるように、名称は重要です。今回の改正では手続保障がクローズアップされているだけに、「行服法」の略称を意識的に使うようにしましょう。

ちなみに、旧行政不服審査法以前における行政上の不服申立ての一般法であった「訴願法（明治23年法律第105号）」が廃止され、昭和37年に旧行政不服審査法が制定されました。その際の新しい法律の名称としては、「行政抗告法」、「行政審査請求法」、「行政不服申立法」などが組上に載せられていたようです。



本書は、行政不服申立てを行う際に参考にしていただきたいと思っています。法律文化社のウェブサイトにおける本書の紹介ページに、①実際に審査請求を行うおとすときの疑問点や悩みについてのQ&A、②行服法関連のトピックニュース（裁決例など）、③本書購入者からの質問のうち参考になると思われるものについての回答を記したPDFを掲載しますので、「関連情報」ボタンをクリックしてご覧いただきたいと思っています（閲覧にはパスワードの入力が必要になります）。PDFは平成29年末までに数回更新する予定で、PDFの執筆者は、本書の執筆を中心にして行政不服審査に詳しい弁護士等が担当します。

本書のなかにPDF閲覧のためのパスワードと、この本の購入者からの質問を受け付けるメールアドレスを記したページがあります。読み進めていけば気が付く箇所に記していますので、これらも行服法の活用役に役立ててください。

平成28年春

編者 幸田雅治

〔本書の凡例〕

行服法	行政不服審査法
行手法	行政手続法
行訴法	行政事件訴訟法
税通法	国税通則法
相税法	相続税法
所税法	所得税法